

規制改革会議 地域活性化TF

議事概要

1. 日 時：平成20年11月7日（金） 15：00～16：00
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 B会議室（206）
3. 議 題：総務省ヒアリング
「第三者による住民票の写しの交付に係る事務手続きについて」
4. 出席者：【規制改革会議】
米田主査
【総務省】
自治行政局市町村課 理事官 加藤主税
自治行政局市町村課 総務事務官 宮路拓馬
（参考人）
社団法人 日本損害保険協会 総合企画部 法務室長 五味正夫
東京海上日動火災保険株式会社 事務会計サービス業務部 課長 小濱俊一
日本興亜損害保険株式会社 経営企画部課長 渡邊俊之

事務局 よろしければ、始めさせていただきます。では、本日はどうもありがとうございます。「第三者による住民票の写しの交付に係る事務手続きについて」ということで、今日は総務省さんからいろいろ御意見を伺いたいと思っております。本件は今年の規制改革、全国規制改革の「もみじ要望」、それから今年の「あじさい要望」と、二度にわたり日本損害保険協会さんの方から統一化へ向けた御要望をいただいております。

このたび、地域活性化タスクフォースでも取り上げて、問題意識を高く持ちながら取り組んでまいりました。これまで、問題点の整理と、それから対応の方向性を含めて検討してまいりまして、参考人として招致させていただきました損保協会の方々も含めて、ここまで検討を進めてきております。

参考資料として私どもの答申の案文ドラフトと、それから各自治体の対応状況、それから一定の範囲の中であれば、どれを提出しても可能だという考え方の必要書類の具体例、これを添付させていただいております。これら一連の資料等を踏まえて、総務省さんの方から御意見をいただきたいと思っております。

では、資料の方は事前にお配りしていますので、改めての説明は割愛させていただきますが、総務省さんの方から、基本的考え方から含めて御説明の方をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

加藤理事官 特にあれでしょうか。いろいろ資料がございますが、それを踏まえてこの案文、ドラフトが付いていますので、それに対する見解的な形でよろしいですか。

事務局 はい。一連の各自治体の対応状況、それから必要書類の具体例を踏まえた形で案文という形で文字に落とし込んでいます。

また、損保協会さんから御提出いただいている資料もございます。こういった資料を揃えることについて、何らかの形でお示しできないかということです。

加藤理事官 資料に対してということか。

事務局 一番右側のところにある「具体例」について、それと我々の案文ドラフトに対するお考えについて、この2点について御意見をお聞かせ願えればと思います。

加藤理事官 はい。実際の運用の状況ですか。それを踏まえて「こういうふうなことはできないか」と、「こういう資料ではいかがか」ということでいただいているわけです。そうなのですが、基本的に発想としては「こういう資料で確認ができないか」ということであれば、それは具体のケースによって、多分、できる場合もあると思いますし、それで十分な場合もいろいろあるかと思います。

いろんなケースがあって、それで足りることも大いにあると思うのですが、「これでもういいですよ」という形で全体として仕切るといふ形になると、私どもの方でそれをできるかどうかということについては結論を申し上げますと、「ちょっと躊躇があります」「ためらいがあります」ということで、なかなか、「それですぐに対応できます」と言うことができないということかと思います。

これについて、基本的にこれまでの住民基本台帳法の考え方、経緯、体系が一つ、あと、それを踏まえての実際の住民基本台帳事務の現場、市町村における運用の状況ということがあります。それと、今現在、住民基本台帳とか、住民基本台帳事務、あるいは市町村とか地方公共団体の事務を取り巻く環境というか、要はいろいろ、その事務の体系とかも相まって、分権というようなことがいろいろ言われていますので、それに対して事務の体系とも相まって、我々がどこまで口を出すというか、仕切れるかどうかというところがありまして、いろいろ、そういう要素を勘案すると、なかなか、かなり、ある意味、具体のケースについて個別に「これでいい」「あれでいい」という事務なり書類を指し示すというか、そこで仕切ってしまうということになりますので、そこまでのことを我々としてやってもいいものだろうか、やれるものだろうかという懸念というか、そういう受けとめがございます。

順を追って、今、言ったことを申し上げますと、まず住民基本台帳の体系、住民基本台帳法の体系というか、考え方ですね。基本的に住民基本台帳法施行以来、四十数年間、昭和42年に法律をつくりましたので、市町村の自治事務ということですと体系も作りまして、法律の体系をつくりまして運用をしてきております。

これも経緯がありまして、その昔は住民登録法という法律で「法定受託事務」という言い方は当時はなかったわけですがけれども、国全体として仕切るといふか、そういうたぐいの事務であったと。ところが、いろんな経緯があって、住民基本台帳法という体系に改めて、市町村の自治事務ですね。基本は住民をどう把握するかということで、その市町村の

自治事務とすることが適当だろうという仕切りを付けたわけでございます。

そういうことで、市町村の自治事務ということで、最終的にはいろんな法律で基本的なところは押さえますけれども、最終的な決定というか、判断は現場で実際に住民の方と接する、あるいは住民の方、あるいはその関係者ということになりますけれども、そこと接する市町村が責任を持って判断していただくという仕切りになっているわけです。

ただ、そういうことでずっとやってきて、それでも四十数年来ということでもかなりの期間が経ったわけで、市町村もこの住民基本台帳の事務については、いろいろ積み、積み重なった運用なり、ある程度、出てきております。それぞれに押さえるところは、当然、法律で押さえているわけですが、自分たちの体系もできていますし、住民票の作り方、あるいは住民票に関わる部分でいろいろ判断を求められた際、あるいは届出とかそういう申請があった際に、どういう基準なりで考えるか、どういう形で対応するのか、そういうものも各団体ごとに体系がほぼ確立してきているという状況がございます。そういう形で、仕切りもそうでしたし、実際のこれまでの積み重ねと運用によって市町村もそういうものとして受けとめて運用している。それがかなり浸透してきているというのが、正直なところでございます。

ですから、そもそもの住民票自体、書くべきことは法律上、規定していますが、例えばそれを実際、住民票は今もう磁気媒体化されていますけれども、それを打ち出した場合にどういう書式になっているかというのは、書式自体も市町村に任せているんですね。そういうことに端的に表れていますように、基本的に市町村の判断。市町村がそれを使いやすいようにということで、市町村で決めている。書式もそうですし、あとは申請用の用紙などもそういうことになっているということがありまして、かなり市町村が押さえるべきところは押さえた上で、独自というか、それを踏まえた上で責任ある判断をやっていただくという体系になってきているということです。

それぞれ、特に非常に熱心というか、きちっと取り組んでおられるところとか、それなりに自らのところの体系もありますし、それに伴う判断というか、そういうものが積み重ねられているというのがあります。

そういう流れがありまして、ただ、当然、住民基本台帳についても社会的な要請がありまして、法律改正とかがあるわけです。この問題についても、住民票の写しの交付について、いろいろ不正に写しの交付を受けて使うという事案が出たり、それは社会的問題だとか、悪用されたりということも、不祥事等がありまして、法律改正をしたわけでございます。

その法律改正に当たっては、我々も非常に微妙なバランスの中で市町村の自治事務である、かつ、いろいろな各団体ごとで積み重ねと体系ができつつあるというところで、そのバランスの兼ね合いを考えながら、法律で押さえるべきところは押さえる。その上で、更にある程度、こちらとしてもこういう形でやってもらうべき、そういう基本的なところは押さえられる、押さえたい、あるいは「こういう部分は守った上で、各団体ごとに御判断

いただきたい」ということにもなってくるわけですが、こちらとしてそういうある程度の仕切りを付けたい、しかも今までの体系との兼ね合いでも、ここまではこちらとしてもある程度、お願いというか、「こういう形でできませんか」というところ、言うべきところを法律改正に合わせていろいろな通知、「事務処理要領」という形でかなり細かいものを出しますし、更にその上で「質疑応答」とか、そういうものも出すわけですが、そういう中でお願いをしてきている。

ある意味、そこもどこまで細かいことをやるかということなのですが、先ほど申し上げたように、いろんな兼ね合いの中で「ここまですれば、ある程度、国としてもこういう考え方で」というものは示せるでしょうし、それはある程度、市町村の側でも受けとめていただきたいということを出してきているわけです。

今回もそういう流れの中で、昨年、法律改正をさせていただきまして、今年の5月から新しい法律が施行になっていますが、それに当たって、先ほど申しましたような形で「事務処理要領」とか「質疑応答」とか、通知もしましたし、あとは個別にいろいろ質疑が出てきたものもありますが、そういう中でこちらとしての考え方はかなり示してきたつもりでございまして、そういう意味でこれまでの私どもの住基法の体系なりを踏まえた対応というか、そういう部分としては相当のことはもうやってきたのかなと。

今、いろいろ御意見としていただいているものは、かなり個別のケースというか、具体のケースに対して、「こういう場面についてどうするか」という話になるものですから、そこまでの部分について私どもの方がいろいろ入った形で、「入った」というか、全部、仕切りを付けてしまうのかなと。それについて「基本的な考え方はこうですよ」というものはもうお示ししているわけなので、そこを更に踏み込んだ形で個別具体的に「この書類だったら、いい」「この書類だったら、だめ」ということが言えるのかどうか。そういうところに躊躇があるということです。

文書にもありましたが、数千件単位ということがございました。ただ、全体として住民票の写しは年間七千数百万件の交付が全国であります。そういう状況なので、なかなか、個別に更に分け入って、「保険契約のこういう場合について求められた場合には、こういう対応」ということで、全部、そこまで私どもが口出しをするのかなというところが、正直、あります。

この分野はこの分野なのかもしれませんが、「では、同じ形で消費貸借について求められたら、こういうことを示すのか」ということもありますし、同じような形でいろんな契約形態とか、あるいはいろんな社会関係について住民票の写しが使われることがありますので、それぞれごとにどういう形で求める、その場合の書類はここまですよということを、全部、仕切るのかということになると、そこまで我々も全部見ることができませんし、そういうマンパワーもないというところがありまして、果たして、そういうふうなこともあると思うのですが、いろいろなこともあって市町村にお任せしている面も強いかなと思いますが、なかなか、現実的にどうなのかなというところがあるということです。

あと、状況的なことを申し上げますと、今年の5月施行で、いろいろ、確かに業界の方もいろいろ言われて、あの経緯で「なかなか大変なんだ」ということを書いてございますし、そういうふうにもちらも伺っておりますが、まだ5月施行で、今、施行してから半年ぐらいですね。

確かに1,800近くの市町村がありますので、なかなか施行をしてすぐに全体が統一するというわけにはいかないというのが、正直、あります。ある程度、こちらの方も押さえるところは押さえて、「こうやってください」とは言いますが、浸透には時間がかかるというところがあります。

施行をしてからまだ半年ということで、いろいろ、確かに分かれている面があると思うのですが、そこはだんだん、だんだん、運用を重ねることによって、いろいろ、市町村も横の情報が入りますし、あるいは実際に「うちの市役所ではこうやっている」とか、そういうことがいろんな会議の場で報告されたりしますので、そういう機能を通じて、事実上、ある程度、取扱いなりというのが収斂していくというか、そういう過程が恐らく出てくるだろうと思います。

まだ、半年の段階ではちょっとそれが見えないのかもしれませんが、ですから、この運用についても「かなり差があるではないか」という御意見もあろうかと思っておりますけれども、しばらく、長い目で見ていただくとある程度のところに集約していくのではないかと考えています。

また、いろいろ、これはうちの方、あるいは市町村でつくっております住民基本台帳事務の全国協議会がありますが、そこと協力して、そういういろいろな住民基本台帳事務、特にこの写しの交付とか、制度が変わった面がありまして、そういうものについてホームページの中でいろいろやりとりできる。そういう機能を設けておりますので、そういう場を使って、今、言ったような形で取扱いが集約していくというか、ここではこういう取扱いをやっている、ここではどういう取扱いをやっている、一番、オーソドックスというか、適切な取扱いはこういうことではないかということが話し合いである程度、見えてくるというか、そういう場も設けておりますので、そういうものを使って、だんだん、だんだん、いい方向に行くのではないかと考えています。それが状況的なもの。

あと、最近の環境として、なかなか、「では、仕切ります」と言いがたいところは、要は今、地方分権の動きがあるということがありまして、非常にそういう中で自治事務についても、「余り細かいことを言うな」という声が非常に高まっている。自治事務については法律上、助言は当然できるわけですが、助言、勧告とか、そういうものについても極力減らせと。それで市町村なり、この場合は「市町村、地方公共団体がいろいろその中で裁量を凝らせるようにしろ」というのが議論の流れになっています。

国会等からも毎年毎年、「自治事務に対してどのくらい助言を出しているんだ」とか、それについて「もっと絞れ」とか、そういう形で資料要求とか質問が出たりすることがありまして、「自治事務で助言はできるのだから、では、助言をしろ」と言われることもあ

りますが、なかなか、それはちょっと、しかもオーソドックスな自治事務として持っている。なかなか、これは私どもの事情ですが、政府内においては地方分権の旗振り役の側に立つ総務省、自治行政局としてはそういうこともありますので、「自治事務で助言のための通知だから、では、はい、出しますよ」という形でお引き受けするのなかなか難しい判断になるというところがあるということがあります。

そういうこともあって、しかも、先ほどのこととダブってきますが、この、今、いただいているお話について、損保の関係についてはこういうことかもしれませんが、それぞれのことにし出していくと、もう、助言が何百本要るんだという話にもなりかねないので、そこは、今、この一つの話だからということもあるかと思いますが、なかなか、「こういう形で仕切りましょう」ということにはすぐにはしにくいかなということで考えているということでございます。以上でございます。

米田主査 どうもありがとうございます。確かに、おっしゃるようにこの住民票の交付に関わる手続だけを、例えばこれでガイドラインとか技術的助言を出しても、ほかにもたくさん例があるではないかという話はそうだと思います。ただ、一番最初に、地方分権の基本の基本に戻ると、地方分権を何のために行うのかというときになると、その自治体の方々が自分たちの裁量で創意工夫をしながら、よりよい自治が行えるようにということで地方分権をしているわけですね。

こういった住民票を交付するというような画一的な、いわゆるこれであれば、本来、全国標準があって、その標準に則ってやることによって何ら問題もないことまで、そういった住民票の写しを取るとか、そういう非常に基本的なことにおいては全国でどこに行っても同じようにとれる標準化も、一つ、すごく大事なことではないかと思います。

こういったものが地方分権の中で、それぞれの行政機関が好きに決められることによって、自治体がよりよい行政になるというわけではありませんよね。

加藤理事官 そこは見方だと思います。基本的な押さえるところは押さえさせていただいている。かつ、あと、住民票の交付といっても、写しの交付といっても、いろんな場面があります。それは多分、確かに見方によってはいろんな書類を求められて対応が違うということですが、それはある意味、裁量判断で、写しの交付といっても、単純な事務ではないところがあるんですよ。なので、逆に言えば各団体ごとにちょっと差が出る場合があると。

米田主査 どこがどう単純ではないわけですか。

加藤理事官 先ほど申し上げましたように、いろんな悪用事例が出たりしましたので、チェックとか、どこまで見たらこれは大丈夫だということころが。

米田主査 ですから、それは地域、自治体が違えば、そのチェックが違うということになるわけですか。

加藤理事官 チェックが違うというか、実際、その自治体の取り巻く状況、実際に不祥事態がどのくらい起こっているとか、それに対して住民からどういう声があるとか。

米田主査 それには地域性があるということですか。

加藤理事官 はい。実際にそういう、結構、組織的にやる人たちがいますので、それに対してどういうふうに防御するかとか、そういうことがあって、結構、各団体ごとにその辺の見極めが違うのです。あるいは、それに対して、こういう情報に対しても各団体ごとに受けとめというか、どのくらいの重みとしてとるかというところが違う面もありますので、それによって、どこまでの状況、どこまでの本人確認、本人確認も多分、いろいろなレベルがあるんですね。なかなか、ちょっと数量化しにくいところがありますが、それで、それによって「ここまで求めるか」というところはちょっと差が出てくる。そういうところはあります。

そこについては、一応、そういう住民の、いろいろ、そこを取り巻く状況が違う。かつ、それに対して住民の声も違う。声の大きさというか、あるいは声の濃度も違うわけなので、それを踏まえてどういう形で最終的に出すか、出さないかという判断が、市町村にあるとしてもそれはそういうものなのかなと我々は考えております。

米田主査 私は今のお話は納得できないところがあるわけですが、住民票を交付するのは非常に基本的な手続ですよ。

加藤理事官 先生がおっしゃるような発想もあるかもしれませんが。そうなると、では、例えば戸籍法は、戸籍は市町村がやっていますが、法定受託事務。それで法務省が一片の通知を出せばそれで仕切れる分野です。発想としては、同じようにするかというようなことがあるかと思います。

ただ、先ほど申しましたように、そういう形で、経緯からして、あるいはこれまでの積み重ねもあるし、今さら、それをできるかどうかというところもありますし、私どもとしては、今、ある程度、住民票の事務としては市町村の自治事務として受け入れられて、それで回っているということであれば、その法律の体系は大切にしなければいけないかなという思いもあって、なかなか、戸籍はある意味、確かに法務省さんの方で仕切ればそれで終わるので、そういう形で統一性を図られるかもしれませんが、それでいいのかどうかというところがあるということです。

米田主査 例えば、電子化政府が、今、進められておりますよね。その中でいろんな手続を電子的に、インターネット等を使いながら、セキュリティーの問題はあるにせよ、行っていこうという中で、やはり情報のこういった手続業務の標準化は、いわゆる電子化を進める上で標準化は重要なファクターになってくるのではありませんか。個々の自治体ごとにわざわざ基準が違う必要があるんですか。今は、麻生総理のもとで「簡素な政府」が一応、スローガンになっておりますよね。

加藤理事官 簡素ということもありますが、この本人確認なり、住民票、結局、この法律改正をしたという経緯もいろいろ、そういう情報の流出とか、個人情報が出ていってしまうというその部分を抑えようという発想なので、簡素だからいいということでもないのです。

ここのところの議論の流れなり、法律改正をした流れは、やはりその部分は、今、国民の皆さんもそういう個人の情報が簡単にとちょっと語弊があるかもしれませんが、すぐ抜けていってしまうということがいいのかどうか、きちっとその部分は確認してくれないと、なかなか、今は安心できないということもあって、やっているものですから、そこら辺のところは、当然、「簡素な」という要請もあると思いますが、その部分をうまく調整して、両方、顔が立つような形での制度を考えていかなければいけないと思うのです。だから、そういう情報を、個人情報もしっかり保護しつつというところがあると思うのです。

米田主査 それが私にはまだ納得できないのですが、自治体ごとにそれぞれ考えて、違うルールをつくる必要があるのでしょうか。

加藤理事官 「考えて、違うルール」というか、ルールはこちらとして仕切れることはやっているわけです。それを受けて、実際に、しかも、ここは「ルール」とおっしゃっていますけれども、ルールではなくて、損保協会の方からいただいている資料については、実際の具体的な場面でもあるんですね。具体の場面というか、本当にルールが個別にできるかどうかという、なかなか難しいのです。

これはいろいろ法律改正があって、政令、省令なり、いろいろ、そういう整備をする中で、ケースは本当に千差万別です。それを机上で仕切るのは、正直、なかなか難しい。具体的には持ってくる書類といっても、書類もそれぞれ、言葉で言えば、契約書とか、これこれの写しというのがありますけれども、その書類自体も内容が個別に違っていたり、会社ごとに違っていたりすれば、それをいただいたりしても、果たしてそれでいいのかとか、あるいは団体によるかもしれませんが、すごく有名な保険会社を見ればこれは大丈夫だろうと思うかもしれませんが、その地域でほとんど聞いたことがない保険会社であれば、「本当にこれ、大丈夫かな」というのもあるかもしれません。

なので、ただ単に保険契約のための請求とか、保険料の払込みのためにその契約者の住所をということをおっしゃるといことがあって、それは確かに字面だけを見れば同じなのかもしれない。具体の場面では多分、いろいろ違うのです。場面はそれぞれ千差万別で、その中で「あっ、これだったら確かにここに来た人がこういうふうな形で言っている」とか、あるいは書面で郵送で申し出なりをされた場合も、郵便で見て、書面で見て「確かにそうだな」とか、そういうことを言えるかどうかというのは、多分、それぞれ違うと思うのです。

その事細かな部分なりをすべてというのは、なかなか難しい。結局、実際に処分権があるのは市町村ですし、それによって「何で出さないんだ」という形でそれがいろいろ問題になった場合に、受けて立つのは市町村ですから、そこは市町村の判断をある程度、最終的に、しかも我々は机の上にいるだけですから、具体の場面、本当の微妙な綾が織りなされたそういう場面はわからない面がありますので、そこは具体的に実際にその場で見て、その人の顔色なりを見て、あるいはその書類なりを見て、「これは信用できるかどうか」

という形で、ちゃんとそういう実際の当てはめなりを判断できる立場の人に判断権を与えている。

それはまさに市町村の裁量というか、それぞれに応じて、その場その場に応じて適切な対応をとることなので、そこはなかなか難しいところなのです。本当に完全に全部、こういうタイプで仕切れるかということになると、現実にはなかなか、本当にそうなんだろうかと。

米田主査 だから、例えば、今、おっしゃる中で確かにどのような制度をつくっても、必ずそれを悪用する、悪用しようとする方が出られる可能性がゼロでないことは、私もわかります。けれども、ほとんど大多数の方々がこういった住民票の写しの交付を第三者としてとろうとするときに、やはり、「大体、標準的にこういうものがあればとれますよ」というのがある方が、市町村の窓口にとっても良いわけで、市町村の窓口といっても、いろんな仕事をやっているわけですね。

その中で一つひとつが全部、プロフェSSIONAL的にできるかということ、逆に言うと、今は何でもかんでも市町村の方に自治事務という形でいろんなものを行っている中で、できれば、ある程度、わかりやすい形でガイドラインができている方が市町村の窓口にとってもやりやすいのではありませんか。

その中で例外的に非常に怪しいものが出てきたときに、それは確かに相手の顔色を見ながら、その書類を見ながら交付するかどうかの決定は市町村がすると。そこはわかりますけれども、大多数の仕事をこなすときには、ある程度、標準的な出し方がある方が市町村の窓口の人の業務の軽減にとっても、出す人の負担にとっても、両方にとってある程度の標準が示されている方が簡素化されてよくなるのではないかと思います。

加藤理事官 その基本的なところというか、あるいは何か示すべきだということ、その部分については私どもは示しているつもりです。そこはその濃度というか、十分か不十分かということ、受けとめの違いがあるのかもしれませんが。

米田主査 そこで「示しているつもりです」という文章が、普通の人々がぱっと読んで、別に法律や行政の知識のない、住民票の交付は一般市民、普通の人との間のやりとりですから、普通の人々が読んでわかりやすい文言であれば、わかりやすい形で示してあればよるしいのですが、それがなかなかぱっと読んだぐらいではわからないような形で示してあるのであれば、もっとわかりやすい形で示した方がよるしいのではありませんか。

加藤理事官 　　というか、難しいのですが、我々は基本的に市町村に対して「こういうふうな形でやってください」というのをお示しして、市町村はそれぞれ市町村の中でマニュアルなりをつくっているのです。こういうケース、ケースを全部仕切れるかということはありませんけれども、先生がおっしゃったような形、いろんな形があって、市町村の職員もいきなり来て、「保険会社さんから来たので、どうやるのか」というのを一からやるというのは困るので、こういう契約、あるいはこういうパターンで来た場合にはこういう書類というのを市町村がつくって、基本的にはその市町村が求めるものをよくそ

の市町村に対して申し出される方々にはお示しして、あるいは当然、一般の住民の方々に、その地域内の住民の方々にお示しして。

米田主査 それ各市町村ごとにあらかたの基本が違う必要があるんですか。

加藤理事官 あらかたの基本は変わらないと理解していますが。

米田主査 だから、そのあらかたの基本をわかりやすくするために、例えば参考資料3にあるように、「こういうものが示されれば、大体、あらかたオーケーですよ」ということを伝えてほしいということですよ。

加藤理事官 あと、もう一つ、そういう御主張はありますけれども、現実問題として自治事務に対する助言ということで、かつ、こういうものについて確かに差が出ているという資料もありましたけれど、そういうのをつくっても、差はある程度は解消されますけれども、解消されない面があると思います。

なぜかということを見ると、先ほど申しましたけれども、「そういうふうなもののかな」という御疑問というか、「そうなのかな」という返しをいただきましたが、やはりそれぞれの団体があって、うちもいろんな取扱いを示していますけれども、それではいろいろ、うちの中では納得できないという形で、結構、ハードルを上げてやるというところがあるんですね。書類についても「これさえあれば、本人確認ができた」と。「常識的にそれでいいでしょう」と。「だから、こういう仕切りでいいですよ」ということを言っても、「いや、それだけでは納得できないから、こういうものを求める」「こういう仕切りにしたい」というところも、実際、あるんです。

そういう形で、それぞれ、もう、そういうものと受けとめて、自分たちの判断があるんだと。自分たちの地域としての課題もあったりして、それを踏まえてやっているというところがありますので、現実的に「全部、統一しろ」と言われても、今のというか、そういう事務の体系になっていて現実の動きがある中、ない袖は振れないということも正直ありまして、なかなか難しいのです。

そういうところで、結構、自信を持ってというか、そういうふうにある意味、その団体としては非常に自覚があって、自分たちのところはしっかりやっている。それでいろんな経緯があったわけで、その情報をしっかりガードしなくてはいけないのです。「やっているんだ」というような非常に強い思いのところもありますものですから、そういうところの対応もあるということです。

米田主査 何か地方分権というのが私の目から見ると、どうも、やはり基本的に地方自治体も政府も日本国民に対して、きちんと奉仕していく機関なのに、今の地方分権を見ていると、どういう書き方にしろ、どちらでもさして代り映えのしないような、こういった住民票の写しの交付を、いろんな市町村ごとの基準があって、面倒くさいということは国民にとって不便なことですよ。

そういう不便なところだけはしっかり分権していて、本来、地方が創意と工夫で自治をすべきというところは、それほど何か、分権も進んではいるのでしょうけれども、そうい

った地域差によって、「創意工夫が実現されてよかったね」という地方分権も一方である中で、片方で本当はこんなもの、分権しなくてもいいのに、国がある程度、標準化されたプロセスを示してくれれば、国民がどこに住んでもこういった書式でできるというふうに簡素化されていくのに、そこについては国が標準を示さずに自治体の好きにするので、結構、全部、ばらばらになって、結局、住民がいろんな申請をするのに自治体ごとに違ったフォーマットになるということで、標準化が進んでいないために、結局、住民の負担が増大しているという、余りよくない意味での分権化が進んでいるように見えるのですが。

加藤理事官 ほかの分権がどうのこうのというのは、それに対してのコメントは差し控えますが、標準化すべきところ、押さえるべきところはこちらとしては申し上げている。かつ、やや抽象的にはなりますが、いろんな団体がいろんな書式を求めるのに対して、なかなか、ちょっと文章にはしづらいですし、していませんが、こちらもいろいろ説明会等、そういう場においては、法律の改正の経緯が経緯なので、いろいろ、本人確認とか、そういう資料の確認を厳密にやりたがるという団体はかなりあったものですから、そういうことに対しては、そういう気持ちはわかります。あるいは状況があらうかと思えますけれども、「常識を持って判断してください」と。

住民票の写しも社会的な使用目的なり、社会的な意義があって使われているわけなので、やたらめったら、この確認書類とか、そのレベルを上げたいとか、手続を厳しくすると、そもそもとれない人が出てきたりして、その住民票の写しが果たしてきた社会的な意義というか、役割というか、それ自体が果たせなくなってしまう。角を矯めて牛を殺すような世界になってしまいますので、「そこは常識を持って判断してください」と。

不必要に書類を重篤にする、確認を重篤にするというのはこちらとしてはいかなものかとは思っていますというところまで、これはやや、ある意味、踏み込み過ぎかもしれませんが、そういうことまでこちらとしては申し上げてはいるんですけどね。

そういう形で今の我々の立場の中では、かなりできることは、そこが正直、市町村から見ればうっとうしいというぐらいのところまで、こちらとしてはやれることはやっているというところがありますものですから、なかなか、それに加えてというところで、「うーん」という形で立場がありますが、難しいかなというところなのです。

岩村企画官 せっかく、今日、おみえなので何かございましたら。いかがでございますか。

五味法務室長 そうですね。二点ほど、ちょっと申し上げさせていただければ、一つは、冒頭、いろいろ、住民基本台帳の法体系と環境まで御説明いただきまして、その辺のところは我々も非常に理解できるというか、それから、制度の運営に当たって、いろいろ問題が起きるかもしれないという御懸念も非常によくわかるところなのですが、私どもの方でちょっと提案させていただいている4つの区分での「こんな書類だったら大丈夫じゃないか」というのは、まさにその御懸念を法律的にもクリアして、決して「緩める」とか「ずぼらな運営をしてほしい」という意味ではなくて、法律もきちんと守って、それから個人

情報もきちんと保護できるようなレベルで、しかし、自治体ごとに若干、扱いが異なっていることによる非効率化を是正していただければなという思いですので、そこに書き出しました4区分での対応でやっていただければ御懸念にも対応できるのではないかと感じております。それが一点です。

それから、もう一点はこの5月に法が改正されて、現在、どういう運用がされていくかというのは様子を見ていくということですが、当方でお聞きするところでは、各自治体の方でも現場でどう運営していったらいいかということで、悩みといたしましょうか、若干の混乱もあると聞いておりますので、逆にその状況を見るというよりも、この早い段階に一定のガイドライン的なものをお示しいただいた方が、現場にとっても運営がしやすくなるという意味で自治体の効率化にも資するでしょうし、あるいは「こうしろ」ではなくて、まさにその自治体のそれぞれの運営のサポートにもなるのではないかと感じております。その二点をちょっと感じましたので、申し上げました。

加藤理事官 この分野に限って見れば、サポートになると受けとめるところもあろうかと思えますけれども、結局、振出しに戻ってしまうようなところもありますが、そこまでのことをこちらが言うのがどうかということなのです。むしろ、かなり歴史的には余りにも細々としたことまで言っていたところもありますけれども、それを整理してきているというのが今の流れなので、ある意味、これまでのスタンスからすると、端的に言えば逆行のようなこともあります。

米田主査 こういった事務手続においても自由にやらせてほしいという要望は、地方から出てきていたわけですか。

加藤理事官 出てきているというか、私どもは説明会をして、その説明会の中でそういうことを言っても、「絶対、必ずこういうものは求めるべきだ」とか、「場合によっては、こういうことをやってもいい」、それはケースによりますが、そういう確認方法によっても確認できなければ、更にこういうやり方も考えられるとか、そういうこともいろいろ示しましたけれども、「それでは生ぬるい」ということを言っているところもありましたので、結局、いろんな対応なりで、こちらだけの仕切りというか、それではやはり納得しないというか、得心しないで、「自分の独自の体系をつくりたい」というところも、実際、ありました。

こちらからは「そういう形で任意でやればいい」と言いましたが、「うちは必ず必須書類として求めます」と言われたこともありますし、そうすると、多分、現場では必ず求める対応になっていると思います。

米田主査 でも、そういう団体はすごく少数なのではありませんか。

加藤理事官 少数かどうかというのは、ちょっとわからないですね。ただ、言ってくるようなところはかなり大きな団体が多いですから、団体数で見るとどうかというところはありますが、取扱件数とか人口比でいえばかなりのウエートはあると思います。

米田主査 でも、大多数の自治体にとっては、人員も限られているし。

加藤理事官 そこは難しいですよ。そういう形で、これはもう分権一般論になりますけれども、そういう形で、職員もそういうふうに思っているという形で何でもかんでも、着の上げ下ろしのところまで全部やるとなると、これはまた結局、そういう形ですが、各自治体の判断が育たない。ここは「別に育たなくてもいい」という議論もあるのかもしれませんが、そういうところなので、そこをどう評価するか、そういうふうに求められているから、「そうか、そうか」という形でこちらがそこまで、お節介なのか、適切な対応がもしもありませんけれども、そういう形で出ていってしまうのがいいのかどうか、そこはある程度、やせ我慢がもしもありませんが、受けとめる市町村の判断も考えるという道もあってもいいとは思いますが、その辺になると本当にどういうふうにそういう事務をとらえて、あるいは分権に対するその進め方、アプローチというところも出てきますので、なかなか、それぞれ、御見解が出てきてしまうと思うのですが。

五味法務室長 こちらでも実態を御報告させていただいておりますが、大手の会社さんで年間で2,000件ぐらいのこういう照会を出させていただいていると。それが全国各地でそれぞれの支店支社とその相対の自治体との関係の中でできていると思うのですが、なかなか、一挙にぱしっとというの、またいろいろ事情もあるかなと思います。少しでも一定のレベル感の揃った対応がされて、保険会社における事務の効率化にもなるという形で、何らかの御対応をとっていただけないものでしょうか。

加藤理事官 とれる対応は本当にとってきているのです。なかなか、それ以上のところは単なる「では、技術的にこうやしましょう」という話と違うものですから、我々もこれをいただいても、「うーん」というところがあるんですよ。

これはある意味、そちらから見れば技術論的に「こういうことを示してくれればいだけじゃないか」ということもあるのかもしれませんが、そもそも、それがそういう技術論だけの話ではなくて、事務に対する姿勢、アプローチというか、そこまで踏み込んでいける、そういう体系にも関わるといえるところがあるものですから。

五味法務室長 例えば、この4月に出されている質疑応答集の中で、法の12条の3のところの事項を証する書類とは何かということで、答えということで若干書かれておりますけれども、例えば、ここの辺りに、今日、お示ししている具体的なものをもう少し具体的に盛り込んでいただくとか、そういうことも可能ではないかとも思えるのですが、いかがでしょうか。

加藤理事官 見方だと思いますけれども、何というか、その質疑応答集も先ほどの数量的なことを申し上げれば、7,500万とかの請求があるわけですよ。出すわけですよ。それに対応するものということがあるので、そういう中で一般的な、あるいはその汎用性の高い書き方になっているという面はあります。

それぞれに余り具体性を出すと、個別分野の話になり過ぎてしまうのです。そちらは「それはそれでいい」とおっしゃるかもしれませんが、ある意味、そういう社会関係があって必要とする分野すべてを相手にしているものですから、では、それぞれごとに出してくれ

るのかということになると、私どももそれをチェックする能力もマンパワーも持っていないので、「うーん」というところはあるんですね。

米田主査 ただ、市町村というのは、いろんなどころに行きますけれども、霞が関にはいっぱい省庁があって、たくさん専門に分かれていて、例えば、これ一つをとってみても「うーん」と考えるような時間の余裕も、勿論、能力もあるわけですがけれども、市町村は本当に小さな自治体に行けば行くほど、一人で何役もこなさなければいけない。複数の省庁の仕事を一人でこなさなければいけないような人たちもいるわけで、そういう中でこの一つ、例えばこの住民票の写しを外部の方が取りに来られたときに、では、そのときにどうやったらいいのかというのを「あなたの方がプロなのだから、うーんと考えなさい」と言われましても、その人にはそれ以外にも物すごくたくさん仕事があるわけですよ。

そのときに、その人が一個一個、全部、「それは自治事務ですから」ということで、「うーん」と頭をひねってやった結果、それぞれがばらばらになるよりは、ある程度、こういったついでにそこまでお書きになれるのなら、ちょっと具体的に書いてあれば、その幾つも仕事を抱えている自治体の方がこれに沿った形でやって、変な人がいれば、ちゃんと自分でチェックをすればいいのだと思う方が、よほど私は合理的な行政運営だと思いますけれど、そう思いませんか。

加藤理事官 そこはその事実だけを申し上げますと、小さい市町村でも住民票の写しの交付事務というか、こういう窓口業務はそれなりにありますから、その部分はそれなりに仕事は特化されていると思います。かつ、日々の業務というか、住民票の写しについても本人が来て、本人が自分の運転免許証などを見せて出すという形であれば、非常に単純ですから、それはうまく回るようになっていきますし、マニュアル化されていると。

逆に市町村から見ると、保険会社からの請求などはレアなのかもしれませんね。レアなので、ちょっとびっくりしてというか、「おっと」という感じで「来たことがないな」と。「これはどこまでかな」というところを、「どこまでやって大丈夫かな」ということをいろいろ考えて判断されているのかもしれないですね。

宮路総務事務官 ですので、先ほど来、その「地方分権は住民のため」ということで、「それが住民のためになっていないのではないか」とおっしゃいますけれども、一方でこの住民基本台帳制度はその取得する側のことも考えなければなりませんけれども、19年度の改正は取得される側の個人情報の保護という観点からやったものでございまして、先ほど来、ずっとおっしゃっているのは取得する側の利便性の向上ということばかりおっしゃっているので、ちょっとそこは一つ、される側の、取られる側のことも考えていただきたいと。

先ほど来、加藤の方から申しているとおり、自治体によっては個人情報の保護を住民の総意としてもっと厳格にすべきだということもあって、それを酌んでの実際の自治体の取組みでしょうから、それについて「いや、そこまで、そんなに厳重にするべきではない」と国が言うのは、やはり住民のそういった思いに反する行為でしょうし、そこは各自治体

で住民の求めるレベルに応じてやっていることだと思いますので、そこを我々が画一的に「こうしろ」「これで足りるだろう」というのは違うのではないかというのが思いです。

米田主査 どうぞ。

事務局 よろしいですか。ちょっと誤解のないように申し上げておきたいのですが、まず、取られる側のことを考えるべきということについては、我々、簡素化は一つ大事かとは思いますが、それよりもむしろ統一化を行ってほしいと。その取られる側のことを考えるのであれば、むしろ総務省さんの方で「これとこれは絶対、出してほしい」というのを統一していただければいいのかなというのが一つ。

住民の思いに反するという点についても、我々としてはそのガイドライン、総務省さんとしてのお考えを示していただければよくて、個別のその住民感情の話については、当然、自治事務という限界がございますので、そこは必ずしも総務省さんのガイドラインに全部従わなければいけないかという点、多分、そこは強制できないでしょうから、そこは総務省さんとしてのお考えは示すけれども、恐らく最終的な御判断は市町村というところは自治事務という枠組み上、やむを得ないのかなと思っています。済みません。ちょっと、その二点は誤解のないように。

宮路総務事務官 損保協会だけを相手にすれば、損害保険会社だけを相手にすれば、ある程度、統一的なガイドラインは出せるでしょうけれども、現にいろいろ問題が起こって法改正をしたわけですけれども、その起こった問題は、例えば、実体のない会社の体を装った団体から請求があって、それで出してしまったと。それでいろんな事件が起こってしまったということで、損害保険会社のふりをして請求してくる場合もあるわけですので、そういったものも含めて、適時の対応が必要なので、ちょっとそこはやはりガイドラインという一律の画一的なものを示すのは余りふさわしくないのではないかなと。

事務局 画一的ではなくて、総務省さんのお考えとしてはこう考えますよという一つの考え方ですね。だから、「絶対、これでやれ」ということは自治事務である以上、言えないわけですね。

宮路総務事務官 ですので、その部分については、我々は既にもう言っているという認識です。

加藤理事官 自治事務なので、助言なら法律上、幾らでも言えるだろうということがあってもいいかもしれませんが、規律密度のような話があって、何でもかんでも言えるからといって、言えればいいというものではないというのが最近の流れなのです。それは国会筋からも非常に言われていて、我々は本当に揶揄される立場なのです。

「総務省はそういうことをやって、最小限にしろ」とか、「そういう付帯決議もしているのに、こんなことまで出しているのか」と。「こんなことも市町村を信用しないのか」ということを言われていて、そういう中で我々も市町村にお任せできる場所はお任せするというような方針で来ているというところがあって、結構、その圧力が強いものがあるんで、軽々に「うーん」というものが、すばっと割り切れないというところがあるんですよ。

ね。

事務局 当然、これもその個別によるのかもしれない。問を見れば結構はっきりと書かれているようなものもあるのかな。例えばこの問の20だと、社員証、登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写しと書かれている。だから、そういう意味で、こう。

加藤理事官 これも、でも、そんなにはっきり書いてありますか。ケースによって、全然、いろんな可能性があるんで、その可能性を書いたというふうな。その幅があるので、一般的なものをある程度、並べて、あとは結局、こういうふうに「等」を付けていて、ここではこう書いてありますけど、「それに類するものであれば、御判断によっては、別にここに書いてあるだけではなくて、ほかも受け付けていいんですよ」と。

事務局 それはおっしゃるとおりだと思います。

加藤理事官 そういう形にしているのです。あと、ちょっと言い忘れましたが、強調しているのは、私どもはこういうことを言っていますけれども、ある意味、裁量はありますので、その中で形式的に全部、仕切れるものではないと思うので、具体的にそれと同等の、ちょっと言いにくいのですが、本人確認とか、その代理権限の確認とか、それと同じ水準のものができたということであれば、余り形式として「何々が要る」とかということではなくて、出していただいているんですよ。

正直言って、これはもうこちらのピーアールになるかもしれませんが、戸籍法とか、同じ時期に同じ趣旨で法律改正をして、法務省が通達で仕切っていますけれども、はっきり言って、がんじがらめなのです。それに比べて、むしろいろいろな適用ケースに応じて「こういう場合には更に求められる」とか、例えば窓口に来て持ってこない人にも、持ってこないけれども、対面で質問なりをして、あるいは電話とかで確認をして、それによってもいいとか、柔軟な対応ができるようにしているのです。

そういう意味で、トータルとしてはこのやり方はそういう現実のいろんな社会関係があって、あるいは住民票の写しを取りに来る場合にもいろんなケースがある中で、非常にそういうカバレッジ（Coverage）の広い、しかも住民にも優しいというか、住民にも杓子定規ではなくて、その状況に応じた形でやっているということで、ある意味、システムとしてはいい面もあるかと思っています。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。まさにそういった面が大事だと思いますので、その資料を列挙した上で、プラスアルファでそういったこともやってくださいという、何かそういう書き方が示せれば、全然、もっと違ってくるのかなというのが我々の願いではあるのですが、そういった柔軟なところを潰さずに、プラスアルファで列挙していただくということがお願いできないかと。

こういった書類であれば、少なくとも足りるのではないかと。プラスアルファ、市町村の御判断としてその柔軟な対応をすることについては、それは各市町村さんの御判断です。ねということについては、それはそれで大変重要なことかなと認識しています。

小濱課長 すみません。実際の実務といたしまして、市区町村と電話等でやりとりをさせてもらっている者の立場からちょっとおっしゃるとおりと、やはり、施行後、まだ半年も経っていないということで試行錯誤をしながらやっているという実態は御認識であられるとおりでと思っております、まさにやりとりの中でもそこを非常に感じております。

というのは、逆に市区町村さんから、先ほども言ったように、「どんな資料を提出したらいいのだろうか」といったような問い合わせを受けるケースも、すみません、どこは言いませんけれども、そういうケースもありました。

それで、「こうこう、こういうものですよ」と言った上で、ですので資料で出させていただいているこの資料も、実は我々が説明していった、「こういう書類で」というケースもなきにしもあらずということがまず一つなのです。

加藤理事官 そこはわかります。そういう事例もあるだろうなという気がしました。

小濱課長 そうですね。そういったところの中で、やはり、実際の市区町村の中でもわからないといたしまして、判断に困っているのは要するに法人の場合の取得というところが非常に難しくあるので、今、「ガイドライン」「ガイドライン」とさっきから出ていますが、法人の場合の取得については「これこれ、こういうものが大体揃っていればいいんじゃないか」というような示し方ですので、損害保険業界とか。

加藤理事官 より一般的なことですね。

小濱課長 そうのことですね。であっても、随分、違うのかなと私は個人的には思っています。ですので、例えば委任状を取るケースがありますが、あれはそこをちょっと誤解している自治体さんもありましてね。

加藤理事官 「委任状にこだわるな」ということを私は口酸っぱく言っています。

小濱課長 そうですか。

加藤理事官 別に委任状という形で持ってこなくても、その委任の趣旨、委任の意図が窺えるというか、そういうことであれば別に委任状という形式が大事ではなくて、その委任の意図なりを確認できるかどうかという本質が大事なので、「そこにこだわる必要はない」と言っているのですが、「必ず委任状を取る」と息巻いているところもありますから、「そういうものではないでしょう。趣旨はこうです」と言っても、そこは全然言うことを聞いてくれなかったりとかがあります。

小濱課長 もとより、我々が言っても難しいですが。

加藤理事官 そこがなかなか難しいですね。出すと、こちらも悩ましいのは、事実上の拘束力があって、拘束力はないのですが、そういうふうを受けとめるところがあって、杓子定規でやろうとするのです。今、「やらないところもある」と言いましたが、やるところが多い面もあるので、だから、なかなか現実はいろいろなので、弾力性があるとか、その場その場で最終的には判断ですよという、いい意味でのフレキシブルさというか、その実情に応じてやれるというか、そういう面をなくさないようにしながらやるというのはど

ういうものがあるかなというところもありますね。

それと本当に悩ましいのは、この問題というよりも、そういう全体的な分権スタンス論のようなものと、どこまで言うのかというところがあって、むしろ、特にここのところ強くて、「出しているものを整理しろ」今まであって生きているような、そういう通知をです、ということを行われたりもしています。そういう中で新たに付け加えるというのは、結構、勇気が要るなというところがありましてね。我々も当然、国会の議論などを踏まえて行政もやらなくては行けないという面もありますので。

米田主査 ただ、本当に一般常識から考えて、何かこういった事務が別に地域性、地域ごとに違っているということにおける意味が余りないようなものが、やはり、ある程度、統一化はとられている方が国民にとっては便利ですよ。だから、国会の方々もそういうふうにしゃべれば、「それについてはそうだよな」と言われるのではないかと思いますけどね。

一般社会常識で、例えば世間の方々を100人ぐらい呼んで、「どちらがいいと思いますか」と聞けば、やはり普通に簡素な、割と仕切るとかそういうことではなくて、目安というものを示していかれる方が自治体の職員の人にとっても、出す人にとっても。

加藤理事官 そこはややこしいところはあるんですが、目安ではないかもしれないけれども、基本的な考え方と「こういうふうに考えてください」という考え方の筋道は示している。その中で現場の裁量・判断というものを尊重しようという形ではあるんですけどね。

米田主査 その筋道を示すときに、今、言ったように、別に目安として「例えばこういうものがあれば」というようなことが具体的に、今、ここに損保協会の方が挙げていらっしゃるようなものがついでに書いてある形で目安として示していただければ、受け取る行政官の方も「あっ、こんなことをいうのだ」ということで仕事はかどるのではありませんか。このことに関してこんなに一生懸命、考えられる人はやはりどちらかという総務省の方の方だと思えますよ。自治体は物すごくいっぱい仕事があるわけですから。

加藤理事官 でも、我々は机の議論になりますから、やはりそこはその場で実際に問題なり、どう処理するのだという形で引きずり出された人は、それはやはりそれで真面目に考えると思いますが、その現場性を大事にするというのが分権の発想ですよ。

岩村企画官 そういう御指摘も十分、理解できますけれども、先ほど、ちょっと御提案のあった、例えば法人というカテゴリーで少し一般化したものというものを、何がしかのものが考えられないかというところは、いかがですか。

加藤理事官 法人の申し出の場合。

岩村企画官 はい。

加藤理事官 法人についていろんな形態はあるんですけど、そこはちょっと難しいかもしれませんが、主体としての限定はあるのかもしれませんが、法人も本当にいろんな社会関係の中でということがあるので。

岩村企画官 今回は損保協会さんですけども、例えば生保で言えばもう少し契約期間

が長いということになりますので、その間の失効とか、社会問題にもなった不払いとか、そういうところでどうしても顧客の居場所をある程度、会社として把握せざるを得ないような状況に追い込まれたときに、それを短期間で調査しろなどという別な行政庁からの要請があったといった場合についても、これはその会社の事情と言われればそれまででしょうけれども、ただ、契約者保護という観点からも会社としてでき得ることを迅速にやろうとした場合に、そういった事務的な手続をある程度、軽減することは必要なのではないかとはいえるのですが。

加藤理事官 法人ということであれば、当然、法人も広いので、それに対応した幅のある中で考えざるを得ないところはあると思います。そういう、技術的にというか、何か物としてあるのかどうかという面と、先ほどからもちょっと繰り返していますが、スタンスの面があるので、物が何か浮かぶのかなというところもありますし、スタンスの面となるとちょっとうちの中でも考えなければいけないところはあるので、なかなか、すぐ「そうですか」と言いたいところもありますけどね。

いただいているこの資料1、個別の業界と言うのも申し訳ないのですが、そういう個別の業種向けではないというのは、まだ我々もそういう抵抗感は下がるわけですけどね。

岩村企画官 なかなか、急にというのが難しいのであれば、そういうものについても少し御検討をいただくというお約束をいただくことが可能かどうかということなのですが。

加藤理事官 結局、ここに書いてあるので、この資料3のような形で損保協会の方で示し合わせて、基本的にこれを送るというのを事実上、やっていくという対応はないのですか。こちらから打ち返すようで恐縮ですが、恐らく、多分、ほとんどの団体はここに書いてあるようなことで、若干、細かく見ていくと「本当にこれでいいのかな」というのが、個別の書類としてはなきにしもあらずというところのものもありますけれども、書いてあることはそんなにずれてはいないということであれば、基本的にこれを送るという対応でやれば、多分、ほとんどの団体は受け付けてくれると思うのです。ちゃんとそれを、しっかりしたものを出せば。

かつ、そういうふうに投げて、多分、郵送が多いでしょうし、役場に直接行かれることは余りないと思いますけど、これで足りないということになれば、あるいは問題があるということになれば、連絡が来ますよね。連絡が来たら、連絡が来たときに「何がだめなんだ」ということを確認していただいて、その辺のところを、「何がだめだ」というそのだめな要素、あるいは「これを補完したらいい」というのを集めていけば、だんだん、だんだん、それに絞り込んでいくのか、あるいはその要素を揃えたような形で申請、申し出をすることにしていけば、恐らく、ほとんどはねられるようなことはなくなると思います。

明らかに何か聞いたことのないような保険会社の名前とか、そういうことでもない限り、そういう対応をそちらの、ここまでやられているということであれば、業界、団体としての自助努力をやられるわけにはいかないのですか。それは別にうちが取り持たなくても、

そういう形で仕切り、一応、保険業界としてそういう形でやる。投げる。基本的にそういう形である程度、多分、これであれば本人確認なり、そういう権限の確認もできるはずだということを示しているのであって、恐らく受け身ではありますけれども、それについて文句があるとか、もし、それでその団体が納得がいかないということになれば、あるいはそれについてうちも聞かれれば、「常識的にはこれであれば、十分、確認はできているのではないですか」と、「それ以上に何が要るんですか」という回答にはなると思いますけれども。それでおっしゃっているようなことは、対応はある程度、事実上、前進できるのではないのでしょうか。

そういう意味でそちらなりの、ある程度、自助努力として、今、ここまでまとめられたのであれば、それに応じた形でスタンダード的な対応として、保険業界としてはこういう形でやると。それに対して、当然、はね返りの団体もありますから、こういうことを言っているのですが、それに応じてちょっと角をとっていくという対応は現実的なような気がするのですが、恐らく、多分、そういうふうに行っている、事実上、そういうふうに行っている団体があるんですね。

ある意味、これは付き合いが深いところかもしれませんが、士業団体とかは、弁護士、行政書士、司法書士、そういうところは統一的にこういうものを持ってやるとか、あと、それで何か受け付けられなかったという場合にはその要因なりを取り除くという対応もやっていますので。

五味法務室長 ここにお示したような中身で損保としてやっていきたいのだということが、各自治体の方の共通の認識として持っていただけるのであればと思うのです。ですから、その共通の認識を持っていただくべく、総務省さんの方で何とかしていただけないかなと。

加藤理事官 ですから、そこを申し上げますと、その分権ということと関わりますが、そこを我々として口添えしなくてはいけないのかどうかということですよ。法律の趣旨に則って確認ができるはずだという書類を出せば、それはそれでその中身がしっかりしていれば、受け付けてもらえるはずなので、そこはもうその事実というか、その事実の効果という面で、別に、平たく言えば「 $1 + 2 = 3$ 」なわけであって、それを我々が「 $1 + 2$ は、それは3でしょう」と横から声をかけなくても、「確かに3ですね」ということで「あなたは正解です」と普通の人が言ってくれるのと同じような形で、それを何か口添えしなければいけないかどうかということですね。我々がオーソライズするかどうか。

米田主査 でも、全く何も口添えしないから、自治体の方々でもどうやっていいかわからなくて困っていらっしゃる方もおられるということでしたよね。

加藤理事官 そこはあるかもしれませんが、そこはちょっとレアでしょう。レアですし、ちょっと、なかなか、正直、それを前提に物をいろいろ考えるわけにはいかないの、そういうふうに「どうしたらいいんですか」と持ってきた人に聞くという形で。

五味法務室長 各社の方でもおっしゃられたような観点から、いろいろ努力はしている

と思いますが、やはり、事前確認か、送った後で逆に事後的に言われるかというようなところで、余り。

加藤理事官 だから、ほとんどはこれをやっていると思うんですよ。それでやっていけば事実上のスタンダードができてくるのではないかとことを申し上げているわけです。多分、これを出せば、見た限りでは打率は相当上がると思うのです。それに関して「いや、もっともっと、これこれ」というところは減っていくと思うのです。少ないと思うので、それでかなりの部分はこなせるのではないかと印象を持ったのですが。

米田主査 実は損保さんにこれを出していただいているのは、例えばこういうものを参考に目安を総務省さんに出していただきたいというために、たたき台の一つという意味も込めてお出ししているわけです。今、お話しいただいたように、「大体、これでいいだろう」というようなものであれば、それを付記してお示しすることの方が行政にとっても負担が軽くなるし、出す方の側にとっても負担が軽くなることにつながると思うのですが。

加藤理事官 うちはそういう現実の現場を持っているわけではないので、はっきり言って、このレベルになると「多分、いいんじゃないの」というか、「そんなに細々としたことまで聞くんですか」というところは、正直、感じますが、「個別のこの書類でいいですよ」という最終判断は、正直、できないので、そういう形で総務省の方でこれをたたき台にしてきちっとしたものをつくってくれということであれば、結局のところは自治体の知恵を借りるしかないのです。自治体の知恵を借りて、自治体から「そういう場合、どうやっていますか」というようなお答えがあって、それで。

米田主査 逆に言うと、自治体の知恵を借りて統一化を図ればいいじゃないですか。

加藤理事官 だから、同じなんですよ。結局、それを総務省が聞いてやるかということと、そちらがそういう対応をやる中で角をとって丸めて、ある程度のところをつくっていくということ。

米田主査 さっき、お話で言ったように、こういうことをやる必要のあるところは損保協会さんだけではないわけですよ。だから、それを総務省さんが自治体の方と相談して決められたら、こういうことを、実際に写しの交付を求めるいろんな機関がそれで助かるわけですよ。

加藤理事官 逆に言えば、ほかの団体はそういう自助でやっているところもあるわけですよ。そういう団体取決めをやって、それで流して、それでちょっと言われたということであれば、その部分を改善するか、あるいはその団体、市町村なりとお話をして、「こういうことで大丈夫なはずだ」とか、そういう整理をして、それである程度、そういうのをつくり上げよう、できたとまでは言えないかもしれませんが、つくり上げようとしている。そういう動きもあるので。

米田主査 でも、私、と思いますが、いろんな手続はやはり勿論、先ほど言われたようにそういった住民票を取られる立場の方のことも勿論、先ほどおっしゃったように勘案しなければいけないのは当たり前としても、なるべく行政としては手続を簡単にしてあげる必

要があるんじゃないですか。それを「民間側の自助努力が足りない」とおっしゃるのは、本末転倒だと思います。やはり、時々、規制改革会議でやりますけれども、分権をして別に地方ごとに異なる組織でなくても、いいものが全部、ばらばらに異なっているために、民間の方々がいっぱい、やはり負担を感じるようになってきているということは、多々、あるんですね。今、分権の中で。

加藤理事官　そこまでおっしゃってしまうと、結局、分権をとるか、規制改革をとるかという神学論争的な話になってしまうと思うんですよね。そこはうまくそれが両立するような形で、どちらも課題としてある。政策課題として、あるいは大きな方向性としては正しいということで、その調和を図っていくということで考えざるを得ないのではないのでしょうか。

米田主査　あともう一つあるのは、やはり電子化政府という、いろんなものをインターネット上でやりとりしたりしていく中で、やはり情報の標準化は、統一化でもいいですけども、すごく大事になってくるのではないかと思うんですよ。かつてCALSというのがありまして、各自治体ごとに受発注が異なるので、フォーマットを標準化しようということで国土交通省が標準化運動をやっているんですね。そういうことはいつの時代もやはりやっていかないといけないのではないかと思っていますのですが、それがいつの間にか分権の中で住民の方々のための標準化が忘れ去られて、役場の論理だけで動いているという感じがするんです。

加藤理事官　役場の論理ではありませんし、住民のことも考えているわけですよ。しかも住民の利便も市町村も考えていると思いますけれども、それが時に応じて個別の団体においては、なぜかこちらに針が振れ過ぎてしまって、「おいおい、それでいいのかよ」という状況になっているのはあると思いますけれども、そこは分権、分権ということで利便を考えていないとか、やたら手続のハードルを上げているためにほかの団体と違う形にしているとか、そういうことはないと思います。

米田主査　団体ごとに異なる必要のないものは、皆、統一化した方がよろしいのではありませんか。

加藤理事官　ですから、そうなると、極論を申し上げますと、「では、法定受託事務に変える」ということになるわけですかね。それは我々にとっては無理を強いられるようなこととしか申し上げられないのですが。

米田主査　やはり、市民の目線から見たときに。

加藤理事官　そこが難しい。手続を上げているところの団体に聞くと、先ほど宮路も申し上げましたが、「それが住民の声です」と。「うちはちゃんと個人情報保護条例があって、個人情報保護条例に照らして考えるとこういう対応が要るんです」ということを自信を持って言うわけです。

だから、それがあある意味、住民目線なり、それに立った上での判断だということを言っているの、それに対して「何をばかなことを言っているんだ」と我々も言うわけにもい

かないので、難しいのです。

米田主査 確かにそういう面はあろうかと。そこは、そのお話自身は私もおっしゃっていることはよくわかるんですよ。ただ、こういうのを利用する側の立場になってみると、何も自治体ごとにばらばらである必要はないのではないかと思います。

加藤理事官 その「ばらばら」というのが、どの次元かなんですね。束ねるといって、押さえるべきところは押さえているということではあるのですが、一応、立法の意思としては、立法といっても、うちが原案をつくっているのだろうと言われればそれまでですが、立法の意思としては「きちっと本人確認をなさい」「きちっとその代理権があることを確認しなさい」とか、「必要に応じて、ちゃんと正当な理由があるかどうか確認しなさい」、そういうことが書いてあるわけです。

立法意思としては、そこしか書いていないのです。それで、かつ自治事務ですから、そういう立法意思を忖度すると、「そういうことをきちっとやりなさい」。ただ、きちっとやるかどうか、そのやり方については自治事務ですから、「最終的には市町村が判断の責任を負うのです」と、そういう立法者意思が示されているとも言えるので、そこにうちがどこまで「どれどれ」と行くのかということなのです。

事務局 何か通知というのがその地方分権に反するというのであれば、例えばパンフレットとか、事務連絡でもいいですが、そういった形式で「こういう事例が一般的です」というのも難しいですかね。御判断が難しいということであれば、当然、その市町村さんからいろいろとお話を聞いていただくなりすれば、ある程度のその目安は見えてくるのかなと思うので、ちょっと。

米田主査 例えば事例を、ホームページに事例集として「こういう事例があります」という感じで載せていただくというのは。

加藤理事官 そういうことはやっちはいるんです。分散型のシステムとして、我々も現場を持っているわけではないので、その現場でこういう対応をしましたと。こういう対応なのですがとって、それに対して閲覧フォーラムとかそういう名前にしていますが、そういう形で市町村の職員なりが情報交換、やりとりをして、ある程度、手続なりが相互にそのでこぼこが均されるような仕組みは既に設けてはいるんです。

事務局 それは総務省さんがそれに対してオーケーと言っているわけではなくて、多分、これでいいだろうという世界で回っているということですよ。

加藤理事官 だから、総務省は場は提供していますが、うちがお墨付きを与えるということではなくて、ある意味、だから分散的な、そういう現場の判断なりというのが混じっている。

米田主査 総務省さんがその自治体のネットに対して、「損保協会さんからこんなものが出ていますよ」というのを提供するというのはどうですか。

加藤理事官 正直言って、個別の業種の話なので、それを我々がやるのかなということはあるんですけどね。そういうのを相手にというのも失礼ですが、直、所管というわけで

もないですし、ある意味、そういう、本来はもっと全般的な一般制度の中でその部分に特化した形というのを、うちのクレジットというか、うちの名前で取り次ぐのはどうなのかなという気がしますね。

米田主査 今、そのネットを見ると、「こういった第三者の写しの交付にかけては、大体、こういう資料が必要ですよ」というのが現に載っているんですか。

加藤理事官 載っているかどうかはちょっと見てみないとわかりません。あるいは、それが市町村の側としては、正直言って、今、ここでは大いに議論の素材にはなっていますが、市町村の側としては、あるいは市町村の職員なりが本当にそれで困っていて、ほかの市町村の職員のほかの市町村の取扱いとか、その見解を聞きたいとか、その中でブラッシュアップしたいと思っている事項かどうか、別にこちらが問題というか、そういう設問を設定して、それについて議論をしてもらおうという形態にしていまいませんから、それこそ、それぞれの団体ごとに困っているという事項について、その職員なり参加している方が困っているものを持ち寄ってもらって闊達に議論をしてもらおう。そういう仕掛けにしていますので。

事務局 事務局からですが、時間の方もかなり超過してしまっていて、議論が大分、平行線というふうにも感じております。今後の進め方をちょっと御相談させていただきたいのですが、我々、規制改革会議事務局としては、今後、案文折衝という形に入ってまいります。

加藤理事官 案文折衝ということですがけれども、案文折衝に入る前提まで議論が、正直、煮詰まっていますよね。そういう中で案文折衝ということになるわけですか。そこはちょっと手続に疑義があるんじゃないでしょうか。

岩村企画官 そこはおっしゃるとおりで、本日、ちょっと。

加藤理事官 何か載せるという仕切り、あるいは何かやるという仕切りになった上でという案文折衝だったらわかりませんが、まだそこまでなっていないですよ。

岩村企画官 本日、出た論点というか、その中で御相談する余地はあるかないかというところですが、そこに、今、申し上げたところに行き着く前の前段としてはですね。

米田主査 何らかの方法で。

加藤理事官 悩ましいのは、「何らかの方法で」ということで、うちとしてはかなりやれることは、今の体系の中でやれることはもうやっていますというところが、正直、ありまして、それが何もなければ、「では、こういう対応をしましょうか」ということをお示しできるのですが、やっていますようなところがあるので、「わかりました」と言っても、ない袖は振れないというか、ちょっとそういう印象を持っています。

岩村企画官 若干、この通知のところでもかなり前広な一般的な事例をお示しいただいていますが、要するに、もう少し範囲を狭めた、「こういう場合はこういうケースもあるんだよ」ということを書いていただくようなことが果たして可能かどうかということなんですけどね。

加藤理事官 だから、それがどの程度のそういう密度のものを求められているかという

ところにもよるかもしれませんが。

岩村企画官 そこは御相談だと思います。

加藤理事官 正直言って、私は細々としたことを書くというのは、役所としては、組織としては細々としたことを書くのは慎重だと思います。

岩村企画官 例えば、それが法人という括りであれば、許容できるのかどうかという話だと思うんですけどね。

加藤理事官 となると、今後の進め方としてはそういうことで、何ができるかどうか、できないのか。そういうことも引くくめて、まずこの案文に至る前の段階として相談するということですか。

岩村企画官 御相談させていただけないかと。

加藤理事官 そこはくどいかもしれませんが、「案文は疑義がある」と申し上げましたが、相談したから何か出てくるかどうかというものも、ちょっと、まだ保証の限りではないということは申し上げたいと思います。

岩村企画官 なるほど。

加藤理事官 だから、その過程の中で、双方、知恵を出し合った結果として何か出てくればいいですが、こちらもちょうといろいろ考えますが、何も出ない場合もあるというか、そういう意味で何か物になるだろうという状況までちょっとこちらも振り込めるというか、そういう状況でもないなという感じで。

岩村企画官 それで私も御相談と申し上げているので。

加藤理事官 案文ができないということもあり得るという形で、今の余地としてはですね。

岩村企画官 こちらのサイドとしては、何がしかのものが結実するように知恵を出すということだと思いますし、総務省さんの方もお知恵を出していただければ、私どもとしても非常に助かるということですので。

加藤理事官 タイムスケジュール的にはどうなるのでしょうか。

岩村企画官 少なくとも、12月の下旬にはいつもやっていますので。

加藤理事官 20日、クリスマスぐらいに。

岩村企画官 今年はちょっと横の並びで、かなり、少し前に設定しておかないときついという状況もございますので、23日が火曜日で休日ですから、次の金曜日が26日なので。

加藤理事官 そういう意味ですか。だから、そういうセットがですね。最終的には。

岩村企画官 それを視野に入れると、少なくとも今月中には何がしかのものができていないと、全体の調整からするときついというスケジュール感で動いていますので。

加藤理事官 では、その辺、ちょっと引き続き御相談を。

岩村企画官 はい。御相談をさせていただきます。

事務局 では、本日はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。